

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 北海道財務局長

【提出日】 平成27年5月21日

【会社名】 株式会社メディカルシステムネットワーク

【英訳名】 MEDICAL SYSTEM NETWORK Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 田 尻 稻 雄

【本店の所在の場所】 札幌市中央区北十条西二十四丁目3番地

【電話番号】 011(612)1069(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役財務部長 平 島 英 治

【最寄りの連絡場所】 札幌市中央区北十条西二十四丁目3番地

【電話番号】 011(612)1069(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役財務部長 平 島 英 治

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 274,517,600円
(注) 募集金額は、発行価額の総額であり、平成27年5月14日(木)
現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値
を基準として算出した見込額であります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

| 種類 | 発行数 | 内容 |
|------|----------|--|
| 普通株式 | 560,000株 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株 |

(注) 1 平成27年5月21日(木)開催の取締役会決議によります。

2 本募集とは別に、平成27年5月21日(木)開催の取締役会において、当社普通株式3,360,000株の新株式発行に係る一般募集及び当社普通株式380,000株の自己株式の処分に係る一般募集(以下、新株式発行に係る一般募集と併せて、「一般募集」という。)並びにその他の者に対する割当による当社普通株式1,700,000株の自己株式の処分(以下、「その他の者に対する割当」という。)を行うことを決議しております。また、一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、560,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式(以下、「貸借株式」という。)の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。

本募集は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社を割当先として行う第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)であります。

大和証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間(以下、「申込期間」という。)中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成27年7月3日(金)までの間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当てに応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

3 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

| 区分 | 発行数 | 発行価額の総額(円) | 資本組入額の総額(円) |
|-------------|----------|-------------|-------------|
| 株主割当 | | | |
| その他の者に対する割当 | 560,000株 | 274,517,600 | 137,258,800 |
| 一般募集 | | | |
| 計(総発行株式) | 560,000株 | 274,517,600 | 137,258,800 |

(注) 1 前記「1 新規発行株式」(注)2に記載のとおり、本募集はオーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社を割当先として行われる第三者割当の方法によります。その概要は以下のとおりであります。

| | |
|--------------|-------------------------|
| 割当予定先の氏名又は名称 | 大和証券株式会社 |
| 割当株数 | 560,000株 |
| 払込金額の総額 | 274,517,600円 |
| 割当が行われる条件 | 前記「1 新規発行株式」(注)2に記載のとおり |

- 2 前記「1 新規発行株式」(注)2に記載のとおり、発行数が減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。
- 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
- 4 発行価額の総額、資本組入額の総額及び払込金額の総額は、平成27年5月14日(木)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【募集の条件】

| 発行価格(円) | 資本組入額(円) | 申込株数単位 | 申込期間 | 申込証拠金(円) | 払込期日 |
|------------|------------|--------|------------------|-------------|------------------|
| 未定 (注)1 | 未定 (注)1 | 100株 | 平成27年7月7日 (火) | 該当事項はありません。 | 平成27年7月8日 (水) |

- (注)1 発行価格及び資本組入額については、平成27年6月1日(月)から平成27年6月4日(木)までの間のいずれかの日に一般募集において決定される発行価格及び資本組入額とそれぞれ同一の金額とします。
- 2 全株式を大和証券株式会社に割当て、一般募集は行いません。
 - 3 大和証券株式会社から申込みがなかった株式については失権となります。
 - 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ1株につき発行価格と同一の金額を払込むものとします。

(3) 【申込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|------------------------|--------------------|
| 株式会社メディカルシステムネットワーク 本店 | 札幌市中央区北十条西二十四丁目3番地 |

(4) 【払込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|----------------|--------------------|
| 株式会社みずほ銀行 札幌支店 | 札幌市中央区北三条西3丁目1番地44 |

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|-------------|--------------|-------------|
| 274,517,600 | 2,700,000 | 271,817,600 |

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成27年5月14日(木)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額上限271,817,600円については、本件第三者割当増資と同日付をもって取締役会で決議された一般募集及びその他の者に対する割当の手取概算額2,693,551,400円と合わせた手取概算額合計上限2,965,369,000円について、223,000,000円を平成29年3月末までに当社の医薬品等ネットワーク事業への設備投資資金に、527,000,000円を平成29年3月末までに当社連結子会社への投融資資金に充当し、残額を平成28年3月末までに運転資金、M & A資金及び店舗建設資金等として借り入れた短期借入金の返済資金の一部に充当する予定であります。

上記当社連結子会社は、当社からの投融資資金のうち、279,000,000円を平成29年3月末までに調剤薬局等の店舗出店に係る設備投資資金(土地取得資金、店舗建設資金、什器備品購入資金等)の一部に、248,000,000円を平成29年3月末までに賃貸・設備関連事業における新規物件取得資金の一部に充当する予定であります。

また、具体的な充当時期までは、当社預金口座にて適切に管理いたします。

なお、今回の手取金の使途に係る上記の当社及び当社グループの設備投資計画は、本有価証券届出書提出日(平成27年5月21日)現在(ただし、投資予定額の既支払額は平成27年4月30日現在)、以下のとおりであります。

| セグメントの名称 | 設備の内容 | エリア | 店舗数 | 投資予定額(千円) | | 資金調達方法 | 着手年月 | 完了予定年月 |
|--------------|-----------|-------|-----|-----------|--------|----------------|---------|----------|
| | | | | 総額 | 既支払額 | | | |
| 医薬品等ネットワーク事業 | 基幹システムの構築 | | | 237,000 | 14,000 | 自己資金、借入金及び増資資金 | 平成26年9月 | 平成28年6月 |
| 調剤薬局事業 | 調剤薬局の新規開設 | 北海道地区 | 3店舗 | 201,632 | 45,000 | 自己資金、借入金及び増資資金 | 平成27年7月 | 平成29年3月 |
| | | 東海地区 | 4店舗 | 183,000 | | | | |
| | | 関西地区 | 2店舗 | 70,900 | | | | |
| | | 九州地区 | 1店舗 | 45,000 | | | | |
| 賃貸・設備関連事業 | 新規物件取得 | 北海道地区 | 1店舗 | 272,000 | 24,000 | 自己資金、借入金及び増資資金 | 平成27年3月 | 平成28年11月 |

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第16期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 平成26年6月20日北海道財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第17期第1四半期(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日) 平成26年8月12日北海道財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第17期第2四半期(自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日) 平成26年11月7日北海道財務局長に提出

4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第17期第3四半期(自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日) 平成27年2月6日北海道財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成27年5月21日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年6月20日に北海道財務局長に提出

6 【訂正報告書】

訂正報告書(上記1の有価証券報告書の訂正報告書)を平成26年7月10日に北海道財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類である有価証券報告書及び四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」という。)に記載された「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成27年5月21日)までの間において変更及び追加すべき事項が生じております。以下の内容は、当該「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については_____ ̄で示しております。

また、当該有価証券報告書等には、将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は以下の「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」に記載した事項を除き、本有価証券届出書提出日(平成27年5月21日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

[対処すべき課題]

平成27年5月1日に公表いたしました、平成28年3月期から平成30年3月期までの3か年を対象とした「第四次中期経営計画」については、以下の7点を重点施策として掲げており、グループ一体となって取り組んでまいります。

医薬品ネットワークの拡大

「なの花スタンダード」の深化

店舗開発及び医師開業支援の更なる強化

調剤薬局M&Aの推進

S MO事業(治験施設支援事業)の立て直し

徹底的な効率化

財務健全性の確保

医薬品等ネットワーク事業については、経営合理化を求められる調剤薬局及び調剤部門併設の店舗展開を進めるドラッグストア双方の需要を追い風に、ネットワーク加盟件数の拡大を図ってまいります。具体的には、業務提携先と開発したサービスの提供や取引金融機関及び営業協力先との連携により、中小薬局に加えて中堅規模の薬局もターゲットに加盟促進を図ります。

調剤薬局事業については、厳しい経営環境に耐えうる事業基盤の確立を図るべく、新規出店・M&Aの活用による規模の拡大に加え、医師開業支援の更なる強化及び従業員の教育研修の充実を図ります。新規出店についてはメディカルモールを中心とした開発を行い、M&Aについては採算性を重視し、医療需要が見込まれる地域に重点投資いたします。また、既存店については、地域包括ケアシステムの一員として、医療・介護・予防の3機能を付加、充実させる取組みを進めるとともに、クリニックの誘致を行いメディカルモール化を図ります。教育研修については、薬局におけるコミュニケーションスキル、服薬指導のレベルアップに加え、多職種連携の中で高い専門性を発揮できることを目指します。

賃貸・設備関連事業については、平成28年3月を目途に北海道小樽市と大阪府豊中市においてサービス付き高齢者向け住宅2棟が竣工予定であります。平成25年5月に開業した「ウイステリア清田」(札幌市清田区)と併せて、入居促進と良質なサービスの提供に取り組んでまいります。

給食事業については、食材仕入コストの削減、衛生巡回の一層の強化、多様化する食形態へ対応するための勉強会により、更なるサービスの品質向上に取り組む、活動エリアの拡大を図ってまいります。

その他事業については、大規模病院を中心に提携医療機関の施設開拓及び案件受注へ取り組みます。また、業務提携先との案件の相互紹介により受注の増加を図るとともに、人材交流・教育に関する取組みを推進し人材の一層のスキルアップを図ります。

財務面については、自己資本比率の向上を図るべく、営業キャッシュ・フローと投資のバランスを意識し、収益率の高い医薬品等ネットワーク事業の伸張に注力します。また、不動産のオフバランス化等の検討を進め財務の健全性確保に努めてまいります。

[事業等のリスク]

有価証券報告書に記載した事業の状況及び経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。当社グループはこれらの事項が発生する可能性を認識した上で、発生回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。なお、文中における将来に関する事項については、本有価証券届出書提出日(平成27年5月21日)現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 当社グループ全体について

金利情勢による業績変動リスク

当社グループは、調剤薬局買収資金や新規出店に要する資金等を、主に金融機関からの借入により調達しております。

各金融機関からは固定金利での借入促進を図っておりますが、変動金利での借入、借換時における資金調達及び新たな資金調達に関しては、金利上昇に伴い支払利息が増加することにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

有利子負債依存度について

平成27年3月期連結会計年度における当社グループの有利子負債依存度(総資産に占める有利子負債額)は、54.0%となっております。収益力の向上と自己資本充実による借入金の削減により、財務体質の改善を図る方針ではありますが、計画どおりに財務体質の改善が出来ない場合には、当社グループの事業計画や業績等が影響を受ける可能性があります。

固定資産の減損会計について

当社は調剤薬局の店舗不動産やサービス付き高齢者向け住宅不動産、のれん等の長期性資産を保有しておりますが、これら資産については減損会計を適用し、当該資産から得られる将来キャッシュ・フローによって資産の残存価額を回収できるかどうかを検証しており、現状、減損処理が必要な資産については適切に処理を行っております。しかしながら、将来の環境変化により将来キャッシュ・フロー見込額が減少した場合には、追加の減損処理により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報の管理について

当社グループは、調剤薬局事業、治験施設支援業務において、患者の処方箋、被験者のカルテ及び症例報告書等の個人情報を取り扱っております。

「個人情報の保護に関する法律」により5千人を超える個人情報を利用している企業が本人に同意を得ずに個人情報を第三者に提供した場合には、行政処分が課され、場合によっては刑罰の適用を受けることがあります。また、調剤薬局において個人情報を取り扱う当社グループの従業員は、その多くが薬剤師であり、薬剤師には刑法第134条第1項(秘密漏示)にて立場上重い守秘義務が法律上課せられています。

当社グループは、顧客等の個人情報についてシステム・運営の両面から厳重な管理を行っておりますが、万一個人情報の漏洩があった場合には、多額の賠償金額の支払いや行政処分、それらに伴う既存顧客の信用及び社会的信用等の低下により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

中期経営計画について

当社グループは、平成28年3月期から平成30年3月期までの3か年を対象とした「第四次中期経営計画」を策定しております。中期経営計画の実現に向けて諸施策を進めておりますが、業務提携先との連携が予定通りに進捗しないことにより医薬品ネットワーク加盟件数の拡大が進まなかった場合や、調剤薬局店舗を計画通りにM&Aにより取得できなかった場合等には、中期経営計画を達成できない可能性があります。また、複合型施設のオ
フバランス化が実現できない場合等には、財政状態の改善が計画通りに進まない可能性があります。

M & Aについて

当社は主として調剤薬局事業において積極的なM & Aにより、事業規模の拡大を推進しております。M & Aにおいては、対象会社から得られる将来キャッシュ・フローにより一定の年数以内で投資額を回収できる水準でM & Aを行うことを基本方針としておりますが、買収後の経済状況や業界環境の変化等により事業計画と実績に乖離が生じた場合や当初想定したシナジーが得られない場合には、子会社株式評価損、のれんに係る減損損失等の損失が発生し、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 医薬品等ネットワーク事業について

医薬品ネットワーク業務について

本業務は、調剤薬局等と医薬品卸売会社を通信回線で結び、医薬品受発注に必要な情報を受発信するものです。医薬品流通に関わる規則等の変更により、現在の医薬品流通の仕組みが抜本的に変更され当社グループのシステムが対応できないほどの事態が生じた場合、本業務のビジネスモデルに影響を及ぼす可能性があります。ただし、本業務は医薬品等の売買、配送、保管に直接関与するものではないため、医薬品医療機器等法等の医薬品の売買及び取扱いに関する法令等の規制の対象となるものではないと認識しております。

債権流動化サポート業務について

現在債権流動化サポート業務では、調剤薬局等の医療機関が保有する調剤報酬債権・診療報酬債権・介護報酬債権を対象としております。当該債権の原債務者は社会保険機関であるため、当社グループは調剤報酬債権等の支払が滞るなどの事態が生じる可能性は極めて少ないものと認識しております。

ただし、調剤薬局等が当社に譲渡する調剤報酬債権等の原債務者に対する請求事務等に想定以上の過誤等がある場合には、当社グループの担保責任が生じます。また、優先受益証券の販売が円滑に行われなかった場合、一時的に資金調達が必要となるなど、財務面での負担が発生する可能性があります。

(3) 調剤薬局事業について

医薬品医療機器等法による規制について

調剤薬局の開設や運営に対しては、医薬品医療機器等法や健康保険法等による法的規制があります。更には、地方自治体ごとに運用細則が決められ、個別の対応が求められる場合があります。これら必要とされる各都道府県等の許可・指定・免許及び届出を受けることができない場合、更新手続きを怠った場合、関連する法令に違反した場合、またはこれらの法令が改正された場合等において当社グループの出店計画及び業績等に影響を及ぼす可能性があります。

医薬分業率の動向について

医薬分業とは、医師の交付する処方箋に基づき、薬局薬剤師が調剤して、患者に投薬する医療法上のシステムを指します。診察（医師）と投薬（薬剤師）を行う職能者を分離することにより、患者により安全で良質な薬物療法を提供する目的があり、医療の質的な向上を図るため国の施策として推進され、医薬分業率は上昇してきました。しかしながら、今後、医薬分業率の伸びが低下する場合には、想定した新規店舗の開発が進まない可能性があります。

薬価基準の改定、調剤報酬改定について

当社グループの調剤薬局事業の大部分を占める調剤売上は、薬剤に係る収入と調剤技術に係る収入（調剤技術料）に区分され、薬剤に係る収入は、薬価基準として厚生労働大臣の告示によってその販売価格が定められ、調剤技術に係る収入の料金体系も同じく厚生労働大臣の告示により調剤報酬点数が定められます。

このため、薬価基準の改定及び調剤報酬（調剤技術料）の改定が調剤薬局の業績に影響を及ぼす可能性があります。

仕入価格の暫定処置について

調剤薬局・医薬品業界では、薬価基準の改定が実施された場合、最終的な仕入価格が医薬品卸売会社と受結するまでの間は、合理的であると見積もった暫定価格での仕入計上を行っており、最終的な仕入価格受結後に、暫定価格と受結価格の差額の精算処理がなされることとなります。このため、暫定価格と受結価格に重要な差異が生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

出店政策について

当社グループは、平成27年3月31日現在、調剤薬局345店舗を運営しております。今後も不採算店舗の閉鎖を行う一方で新規出店や店舗の買収により店舗数の拡大を図っていく方針であります。医薬分業の進展の遅れや競合する調剤薬局の状況により十分な採算が見込まれない等により、当社グループの出店基準をクリアする物件を確保できない場合、また買収した店舗が計画どおりの収益を確保できない場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

薬剤師の確保について

調剤薬局の開設及び経営にあたっては、医薬品医療機器等法により各店舗ごとに薬剤師を配置することが義務づけられ、処方箋の応需枚数に応じて必要な薬剤師数が決められている他、薬剤師法により調剤業務は薬剤師でない者が行ってはならないとされており、業界全体におきまして、薬剤師の採用、確保が重要な課題となっておりますが、当社グループにおきましても薬剤師が十分に確保できない場合は、店舗運営及び出店計画に影響を及ぼす可能性があります。

損害賠償リスクについて

調剤薬の欠陥・調剤ミス等により将来訴訟を受けた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、医療安全対策を経営上の重点課題と位置付け、薬剤師の技術の向上、医薬品に関する知識の充実について、研修会を実施するなど積極的に取り組むとともに、調剤ミスを防止すべく機械チェックを推進し、万全の管理体制のもと、細心の注意を払い調剤をしております。また、「薬局賠償責任保険」に全店舗加入しております。

消費税等の影響について

調剤薬局事業において、調剤売上は消費税法により非課税になる一方で、医薬品等の仕入は同法により課税されております。このため、調剤売上において当社グループ内で調剤薬局を経営する会社は、消費税等の最終負担者となっており、当社グループ内で調剤薬局を経営する会社が仕入先に支払った消費税等は、販売費及び一般管理費の区分に費用計上されております。

過去の消費税の導入時及び消費税率改定時には、消費税率の上昇分が薬価基準の改定において一定程度考慮されておりましたが、今後消費税率が改定され、薬価基準がその消費税率の変動率に連動しなかった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

差入保証金について

当社グループの調剤薬局の新規出店時に、賃貸による出店の場合、契約時に賃貸人に対し敷金及び建設協力金等の名目で保証金を差入っております。保証金については、契約終了により全額返金されることになっている契約もありますが、賃貸人の信用状況の悪化等により、その一部又は全額について回収できなくなる可能性があります。また、賃借人である当社グループ側の理由による契約解除を行う場合には、契約内容に従って違約金の支払いや敷金返還請求権等の放棄が必要となる場合があります。

なお、平成27年3月31日現在、連結貸借対照表において差入保証金として計上されている賃貸借に係る保証金は、1,693百万円であります。

(4) 賃貸・設備関連事業について

メディカル・モール及びサービス付き高齢者向け住宅の運営について

当社グループは、医師開業支援ノウハウや不動産運営ノウハウを活かせるメディカル・モールや、メディカルモール・調剤薬局にサービス付き高齢者向け住宅等の介護施設を併設する複合型施設を今後積極的に展開していく方針ですが、開業を希望する医師や入居を希望する高齢者が計画どおりに集まらなかった場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(5) 給食事業について

病院、福祉施設内での給食事業受託業務について

本事業では、病院・福祉施設等の集団給食及び食堂の受託業務を行っており、一般的な飲食業における衛生管理面の厳格な管理に加えて医療施設としての高い公共性が求められております。医療・介護保険制度の見直しにより、委託側である医療機関等の収入状況に大きな影響を及ぼす場合には、当社グループへの委託費用の見直し要請が行われる可能性があります。

また、常に食品衛生法、医療法の規制等の遵守に万全を期しておりますが、予期せぬ事故等により事業所が休業を余儀なくされる可能性があります。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社メディカルシステムネットワーク 本店

(札幌市中央区北十条西二十四丁目3番地)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

該当事項はありません。